

大阪広域水道企業団処務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年9月30日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第26号

大阪広域水道企業団処務規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
(出先機関の設置)	(出先機関の設置)																								
第2条 (略)	第2条 (略)																								
2 (略)	2 (略)																								
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>(略)</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>太子水道センター</td><td>南河内郡太子町大字太子</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)	(略)	(略)	(略)	太子水道センター	南河内郡太子町大字太子	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>(略)</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>太子水道センター</td><td>南河内郡太子町大字山田</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)	(略)	(略)	(略)	太子水道センター	南河内郡太子町大字山田	(略)	(略)	(略)	(略)
名称	位置	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
太子水道センター	南河内郡太子町大字太子	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
名称	位置	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
太子水道センター	南河内郡太子町大字山田	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
3 (略)	3 (略)																								
(分掌)	(分掌)																								
第3条 (略)	第3条 (略)																								
(略)	(略)																								
広域調整課	広域調整課																								
(1) (略)	(略)																								
<u>(2) 水道事業に係る取水、浄水及び送配水業務の総括に関すること。</u>																									
<u>(3) 水道事業に係る取水、浄水及び送配水施設の改良工事及び維持管理の総括に関すること。</u>																									
<u>(4) 水道事業に係る電気設備、機械設備その他の装置に係る改良工事及び維持管理に関すること（出先機関分掌のものを除く。）。</u>																									
<u>(5) 水道事業の補助金に関すること（事業管理部分掌のものを除く。）。</u>																									
<u>(6) その他水道事業の推進に関するこ</u>																									

<p>と（事業管理部分掌のものを除く。）。</p>	
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>工務課</p>	<p>工務課</p>
<p>（1） <u>水道用水供給事業及び工業用水道事業に係る</u>取水、浄水及び送配水業務の総括に関すること。</p>	<p>（1） 取水、浄水及び送配水業務の総括に関すること。</p>
<p>（2） <u>水道用水供給事業及び工業用水道事業に係る</u>取水、浄水及び送配水施設の改良工事及び維持管理の総括に関すること。</p>	<p>（2） 取水、浄水及び送配水施設の改良工事及び維持管理の総括に関すること。</p>
<p>（3） <u>水道用水供給事業及び工業用水道事業に係る</u>電気設備、機械設備その他の装置に係る改良工事及び維持管理に関すること（出先機関分掌のものを除く。）。</p>	<p>（3） 電気設備、機械設備その他の装置に係る改良工事及び維持管理に関すること（出先機関分掌のものを除く。）。</p>
<p>（4）・（5） （略）</p>	<p>（4）・（5） （略）</p>
<p>3・4 （略）</p>	<p>3・4 （略）</p>

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。